

# 第6回会議の概要

令和元年5月22日

久御山町事業建設部上下水道課

# 〈目次〉

- 1 「水道事業の経営課題」の検討内容
- 2 「水道料金体系のあり方」の検討内容
- 3 検討事項のグルーピングと今後の進め方

# 1 「水道事業の経営課題」の検討内容

# (1) 地下水利用専用水道対応策

- ・大口使用者の料金設定をどうするかということと関連して検討する必要がある。
- ・大規模な工場用は極めて数が少ないため、個別に交渉をするという方法もある。
- ・地下水を無制限に利用して地盤沈下の心配はないのか。  
→(町)久御山町の地下には琵琶湖に匹敵する水量があると言われており、地盤沈下の可能性を指摘されたことはない。
- ・地下水の利用に制限を付けるのは難しい。  
(豊富な地下水・農業用水の問題)

## (2) 基本料金減免制度

- ・年間減免総額が200万円弱あるというのは結構な額。
- ・生活保護世帯の減免について、一般会計から負担がないのはおかしい。
- ・税金ですべき問題であり、水道事業に福祉施策を入れるべきではない。
- ・今回の改定の中で、一般会計で負担するよう意見を申し添える。  
→(町)一般会計からということではなく、そもそもの減免制度における課題を、料金体系とセットで整理を行いたい。
- ・変更するならば料金改定の時にやらなければ、時期を外すと変更することが難しくなる。

### (3) 開栓手数料

- ・徴収する場合の問題点として、開栓申込者は必ず来庁する必要があるとあるが、例えば水道料金と併せて徴収するということとはできないのか。
  - (町)理論上は可能であるが、条例の整理が必要。また、実務上はシステム改修が必要となるため経費がかかる。
- ・開栓手数料を廃止すると、料金改定で固定費を回収するために基本料金を上げた時、地下水利用の事業者が常時は閉栓し、必要時に開栓を申込むという問題が発生する。
  - 大口径については、開栓手数料を相当額上げるということも考える必要がある。

## 2 「水道料金体系のあり方」の検討内容

# (1) 料金体系(用途別・口径別)

- ・用途別にするのか口径別にするのかを1番初めに検討すべきであり、それによって考え方も全て変わる。
- ・口径別の方が、水道料金算定時にも一般に説明しやすい。
- ・事業者は、水道料金が税金の控除項目になるという面もあり、用途別のメリットはある。
- ・(町)営業用もほとんどが小口径であるため、口径別に移行すれば、どうしても家事用の料金改定が大きくなる。
  - 制度自体が変わるため、改定率に差が出るのも仕方がない。
- ・経営戦略上の改定率24%もきつuitと感じたが、家庭の値上げは24%より上がる可能性が高いのか。
  - 家庭がベースで24%ということのを頭に置く必要がある。



- ・できる限り家事用の料金を維持できるように、営業用と工場用を現行料金より徴収できる体系を考える必要がある。

## 資料要求

- ・口径別で料金を組み合わせた時に収入がどうなるか。
- ・府内市町との料金比較で24%改定後と同等の料金が、だいたいどれくらいであるか。

## (2) 基本水量

- ・基本水量なしという事業者があるがどうか。
  - (町)用途別では基本料金に基本水量を含むことが多いが、口径別の場合は、基本水量は含まず基本料金を算定し、あとは従量料金で1 m<sup>3</sup>ごとに加算するという料金体系のところも多い。
- ・基本水量が付いていない場合は、基本料金は少し安めに設定することとなる。
- ・口径別として大口径の基本料金を高く設定するならば、基本水量を多めに付ける方が納得していただきやすい。

### (3) 逦増型従量料金制

特になし

## (4) 総括原価における資産維持費

- 本来は安定のために必要であるが、経営戦略で示した24%の料金改定によって水道の運営の安定性は高まるため、経過的にでも先送りした方がよい。
- (町)減価償却費は固定資産取得時の額で計上するため、取得時と同じ額しか料金で回収できない。更新時の物価の上昇や能力強化を考えるならば資産維持費が必要。
  - 考え方はわかるが取り過ぎのように感じる。
- まずは経営戦略で示した24%の料金改定により経営の安定化を図り、その後、更なる安定化を目指すために検討するべき。

## (5) 控除項目における長期前受金戻入額

- ・長期前受金は具体的にはどのようなものがあるのか。
  - (町)例えば国庫補助金や府補助金、当町では分担金があり、長期前受金として貸借対照表上、繰延収益に計上され、取得翌年度から収益化することとなる。
- ・(町)経営戦略では、単年度収支で収支均衡を図るように改定率を24%としたが、この計算では長期前受金戻入は控除されていることとなる。
- ・(町)経営戦略の中で料金改定率24%という答えをいただいているが、これに合せるのであれば、今回の料金算定では長期前受金戻入を控除することとなる。

- ・内部留保として残らないのか。
  - (町)分担金や補助金などの財源が充てられた部分については、内部留保として貯まらない仕組みとなっている。そのため算定要領上は控除項目に含めないこととなっている。
- ・まずは経営戦略で示した24%の料金改定により経営の安定化を図り、その後、更なる安定化を目指すために検討すべき。

## (6) 総括原価の料金体系への配賦

- 水を使われなくても施設を用意しなければならないため、固定費の割合は、基本料金を高くするべき。
- (町) 大口徑で使用水量ゼロというところに対しては、給水責任という部分で、基本料金を高くするような検討が必要。
- 現行料金の工場用の基本料金は非常に低廉。
- 固定費と変動費の割合から考えると、基本料金を高くしなければ経営が難しいことがわかる。
- 固定費相当を基本料金で徴収すべきということならば、配分方法はイ(施設能力と平均給水量の比率)がよいということになるのか。
  - (町) 考え方としてはイとウ(施設能力と最大給水量の比率)が適合していると考えますが、イとすれば最終的に基本料金と従量料金が半々程度となり、現行よりかなり基本料金の割合が高くなる。

- ・(町)一律の割合ではなく、口径や用途によって割合を検討するという方法もある。
- ・過去のように使用量が増加していく場合は従量料金を高くする方がよいが、利用促進を図っても急には増えない(減少する)ということであれば、安定的な収入である基本料金を上げる方がよい。
- ・久御山町の現行料金は、基本料金が非常に低廉であり、基本水量まで付いているという状況。

## 資料要求

- ・口径別を採用しているところは、基本料金、従量料金をどれくらいで設定しているのか。
- ・料金改定した市町が、どれくらいの割合にしているのか。



### 3 検討事項のグルーピング と今後の進め方

# (1) 検討事項のグルーピング

グループ1(料金体系)	
水道料金体系のあり方(1)	料金体系(用途別・口径別)
グループ2(料金設定)	
水道料金体系のあり方(2)	基本水量
水道料金体系のあり方(3)	逓増型従量料金制
水道料金体系のあり方(6)	総括原価の料金体系への配賦(固定費の配分方法)
水道事業の経営課題(1)	地下水利用専用水道対応策
グループ3(総括原価の算定<料金改定率>)	
水道料金体系のあり方(4)	総括原価における資産維持費
水道料金体系のあり方(5)	控除項目における長期前受金戻入額
グループ4(その他の経営課題)	
水道事業の経営課題(2)	基本料金減免制度
水道事業の経営課題(3)	開栓手数料

## (2) 今後の進め方

グループ3(総括原価の算定<料金改定率>)の確認

- ・料金改定率の再確認(経営戦略で示した24%とするかどうか。)



グループ1(料金体系)の決定

- ・料金体系を決定(用途別料金体系・口径別料金体系・その他の料金体系)



グループ2(料金設定)の検討

- ・基本水量をどうするか。(現行水準維持・縮小・拡大・廃止)
- ・従量料金をどうするか。(逓増型・単一型・逓増逓減併用型等)
- ・総括原価の配賦割合をどうするか。



グループ4(その他の経営課題)の検討

- ・基本料金減免制度をどうするか。(継続・縮小・廃止)
- ・開栓手数料をどうするか。(維持・増額改定・拡大・廃止)